第3章 第７期吹田市障がい福祉計画

１　計画の策定にあたって

国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）を改正し、令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）までの第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画の作成・変更に際しての考え方などを定めています。

第７期障がい福祉計画の構成は以下のとおりです。

（１）成果目標

基本指針においては、障がい児者に必要な障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、次の７項目を設定しています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 地域生活支援の充実
④ 福祉施設から一般就労への移行等
⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等　障がい児福祉計画で記載
⑥ 相談支援体制の充実・強化等
⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和８年度（2026年度）を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値（成果目標）を設定します。

（２）障がい福祉サービス等の見込量及びその確保策

障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量及びその確保のための方策を定め、必要なサービス等の提供確保に努めます。また、成果目標を達成するための活動指標及び取組について設定します。

（３）障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

障がい福祉サービス等の円滑な提供を推進する取組について定め、障がい者の暮らしを支えるための重層的な取組を推進します。

○重点取組

第７期障がい福祉計画における取組のうち、計画期間である令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）までの３年間で特に重点的に実施すべき取組について、「重点取組」として位置付けています。

○主な取組一覧

第７期吹田市障がい福祉計画における主な取組一覧

項　目			主な取組
２ 機能	(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	(ｱ)入所・入院者の状況・意向の把握 (ｲ)地域移行支援及び地域定着支援サービスの利用促進 (ｳ)相談支援に係る人材育成の支援 (ｴ)地域移行後の住まいとしてのグループホームの整備促進◆ (ｵ)強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する適切な支援ができる人材育成
	(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	(ｱ)専門部会を活用した各支援機関のスキルアップ (ｲ)精神障がい者の地域生活のためのグループホームなどの充実 (ｳ)精神障がい者に対する市民への理解促進

◆は第７期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

項　目			主な取組
2 基盤整備	(3)	地域生活支援の充実	(ｱ)地域生活支援拠点の面的整備の推進 (ｲ)相談支援体制及び地域の体制づくりの強化 (ｳ)緊急時の受入れ及び対応の強化に向けた支援体制の整備 (ｴ)体験ができるグループホームの整備促進 (ｵ)専門的人材の確保・養成に向けた事業の実施 (ｶ)日中サービス支援型グループホームの設置動向注視 (ｷ)強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズ及び支援にあたる事業所の実態把握、支援体制の整備◆ (ｸ)地域の関係機関が連携した支援体制の整備
	(4)	福祉施設から一般就労への移行等	(ｱ)市役所における障がい者雇用の促進 (ｲ)障がい者雇用に対する企業の理解促進 (ｳ)関係機関との連携による障がい者の特性に応じた就労支援力の向上 (ｴ)授産製品の販売機会拡充、売り上げ向上 (ｵ)障がい者優先調達の推進
	(5)	相談支援体制の充実・強化等	(ｱ)障がい者相談支援センターの市民周知及び機能強化◆ (ｲ)適切なケアマネジメントのための体制の整備◆ (ｳ)専門性の高い研修実施による相談員等のスキルアップ◆ (ｴ)主任相談支援専門員の計画的配置による相談支援体制の強化 (ｵ)地域自立支援協議会の地域会議等における課題抽出及び改善策の検討、情報共有や相互連携 (ｶ)地域自立支援協議会における包括的ネットワーク体制の充実 (ｷ)重層的支援体制への取組◆ (ｸ)発達障がいに係る相談支援体制の強化 (ｹ)地域自立支援協議会での「ピアサポート」の取組推進
	(6)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	(ｱ)サービス給付費に係る過誤請求の多い項目に関する注意喚起 (ｲ)報酬の審査体制の強化 (ｳ)実地指導の結果について関係室課との情報共有 (ｴ)適正な指導監査等の実施 (ｵ)市職員及び事業所職員の相談支援技術向上のための研修受講促進

◆は第７期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

項　目			主な取組
３　障がい福祉サービス等の確保のための基盤整備	(1)	障がい福祉サービス及び相談支援サービス	①重度障がい者に対する手厚い体制での訪問支援の実施 ②医療的ケアが必要な重度障がい者、強度行動障がい者や高次脳機能障がい者のためのサービスの確保策及び支援体制強化に向けた検討（日中活動系、短期入所、居宅系共通取組）◆ ③市有地利活用の可能性も含め、医療的ケアが必要な重度障がい者に係るサービスの確保◆ ④短期入所施設における緊急受入れ体制の強化に向けた検討 ⑤グループホーム等の体験利用の促進 ⑥グループホームの整備促進◆ ⑦医療的ケアの必要な障がい者等を対象としたグループホームの市有地利活用も含めた促進策検討◆ ⑧適切なケアマネジメントのための体制の整備◆ ⑨相談支援員等の専門性を高める研修の実施 ⑩地域移行支援及び地域定着支援の利用促進
	(2)	地域生活支援事業	①障がいや障がい者に対する理解促進 ②障がい者相談支援センターの市民周知及び機能強化◆ ③住宅入居等支援事業に関する対応推進 ④成年後見制度法人後見支援事業の実施に向けた検討 ⑤成年後見制度の周知・啓発等、権利擁護支援の中核機関との連携による重層的取組 ⑥手話通訳者や要約筆記者の派遣体制の確保 ⑦入院時コミュニケーション支援の周知 ⑧手話奉仕員などの意思疎通支援の担い手育成 ⑨移動支援事業の充実に向けたガイドヘルパーの養成促進 ⑩地域活動支援センターの整備及び機能強化 ⑪精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援 ⑫訪問入浴サービスの提供体制の確保 ⑬日中一時支援の充実 ⑭障がい者の文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保

◆は第７期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

項　目			主な取組
４　障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(1)	障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	ｱ バリアフリーの推進 ｲ 庁内における合理的配慮の取組の推進及び市内事業所に対する合理的配慮の提供の啓発◆ ｳ 基幹相談支援センターでの個別対応及び地域自立支援協議会の専門部会における好事例の共有 ｴ ユニバーサルデザインを浸透させるための施策の検討 ｵ メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識の理解促進
	(2)	障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	ｱ 分かりやすく伝わりやすい情報発信、様々な媒体での情報提供 ｲ 手話や点字、要約筆記等の普及・啓発 ｳ ＩＣＴ機器等を利活用した意思疎通支援の実施 ｴ サービス利用における意思決定支援 ｵ 手話言語条例推進方針の策定 ｶ 手話や意思疎通支援に係る施策推進のため、障がい当事者参加による会議体の設置
	(3)	障がい者に対する虐待の防止	ｱ 相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施 ｲ 虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組の促進 ｳ 虐待防止委員会の設置、虐待防止担当者の配置等の徹底 ｴ 虐待防止センターにおける相談・通報への対応、被虐待者の保護及び自立支援
	(4)	事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	ｱ リスクマネジメントに関する注意喚起 ｲ 防災イベントの参画や地域との連携、防犯対策及び感染症対策 ｳ 障がい特性や同性介護等への配慮に対応できるよう、事業所職員への研修などを実施
	(5)	障がい福祉人材の確保、定着及び養成	ｱ 事業者の意見を踏まえ採用活動に対する有効な取組を検討◆ ｲ 国・大阪府との連携及び大学連携による障がい福祉分野の魅力発信 ｳ 研修費補助制度の活用促進◆ ｴ ＩＣＴやロボット導入モデル事業の活用促進、人材定着に向けた取組の推進◆

◆は第７期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

２　成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア　各目標の設定と考え方

（ア）地域移行者数

目　標

11人（令和８年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

令和４年度（2022年度）末時点の施設入所者数（170人）の６％（11人）以上の地域生活への移行を目標とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに令和４年度末の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。
・令和５年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。
●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とし、令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。

（イ）施設入所者減少数

目　標

３人（令和８年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

令和４年度（2022年度）末時点の施設入所者数（170人）の1.7%（３人）以上の削減を目標とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする。
・令和５年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。
●大阪府の考え方
・令和８年度末までに令和４年度末時点の施設入所者数から1.7%以上削減することを基本とする。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）施設入所の障がい者について、現在の状況や意向の把握に努めます。

（イ）地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設へ周知し、サービスの利用促進を図ります。

（ウ）地域移行するに当たり適切なサービスにつなぐことができる人材を育成するため、専門性を高める研修等を実施します。

（エ）地域移行後の住まいとしてグループホームの整備促進に取り組みます。**重点取組**

（オ）強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



厚生労働省　ホームページから引用（一部改変）
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu.html）

ア　各目標の設定と考え方

精神病床における１年以上長期入院患者数

目　標

259人（令和３年６月末日）　→　232人（令和８年６月末日時点）

目標値設定に当たっての考え方

大阪府の考え方に示されている目標値8,193人（府全体）を、令和３年６月30日時点の大阪府の精神病床における１年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合により算出した数値（232人）を目標とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度の全国の精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和２年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
●大阪府の考え方
・大阪府では、令和８年６月末時点の精神病床における１年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定する。
・市町村においては、大阪府の成果目標を、令和３年６月30日時点の大阪府の精神病床における１年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合で案分した数値を下限として、目標値を設定する。
・目標値の設定にあたっては、65歳以上と65歳未満を区別しない。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会において、研修やグループワークを実施し、以下の取組の強化や各支援機関のスキルアップを図ります。

- 入院中から地域移行に向けて関わる支援
 長期入院患者の退院意欲喚起に関する取組や精神科病院と地域の事例検討など
- 地域で暮らす精神障がい者を支える地域づくり
 地域住民への正しい知識の普及、医療連携体制の構築に関する取組、災害時のメンタルヘルスに関する取組など

（イ）精神障がい者が安心して地域で生活するためのグループホームなどの充実を図ります。

（ウ）精神障がい者に対する市民への理解促進に取り組みます。

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目＼年度		令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数（回/年）	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人/年）		60	60	60
	うち保健関係者の参加者数（人/年）	6	6	6
	うち医療関係者の参加者数（人/年）	15	15	15
	うち福祉関係者の参加者数（人/年）	25	25	25
	うち介護関係者の参加者数（人/年）	2	2	2
	うち当事者の参加者数（人/年）	1	1	1
	うち家族の参加者数（人/年）	1	1	1
	うちその他の参加者数（人/年）	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定及び評価の実施回数（回/年）	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援事業利用者数	平均利用者数（人/月）	1	2	3
精神障がい者の地域定着支援事業利用者数	平均利用者数（人/月）	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）利用者数	平均利用者数（人/月）	89	93	98
精神障がい者の自立生活援助利用者数	平均利用者数（人/月）	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	平均利用者数（人/月）	134	151	168

（３）地域生活支援の充実

ア　各目標の設定と考え方

（ア）地域生活支援拠点等

目　標

・効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築

・支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の回数　年１回

目標設定に当たっての考え方

地域生活支援拠点機能の強化を進めていくための、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年１回行うことを目標とします。

なお、基幹相談支援センターを直営で設置していることから地域生活支援拠点において特定のコーディネーターは配置せず、面的整備を行う中で地域生活支援拠点を担う各事業所が連携することにより機能の充実を図るとともに、効果的な支援体制を構築します。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備。
・機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
・年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討。
●大阪府の考え方
・国の基本指針を踏まえた目標設定とする。

（イ）強度行動障がいを有する者の支援体制

目　標

強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備

目標設定に当たっての考え方

府の考え方に沿った目標設定とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とする。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）多機能型の地域生活支援拠点施設である「くらしの支援センターみんなのき」と市内障がい福祉サービス事業所との連携による、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

（イ）「①相談」機能の強化及び「⑤地域の体制づくり」の機能の強化に向けて、計画相談支援事業所等と連携し、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。

（ウ）「②緊急時の受入れ・対応」の機能の強化に向けて、基幹相談支援センターや障がい者の支援機関と連携を図り、支援体制を整備します。

（エ）「③体験の機会・場」の提供機能を担うグループホーム等の整備を促進します。

（オ）「④専門的人材の確保・養成」の機能の強化に向けて、人材確保に係る事業を継続します。

（カ）高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型グループホームの設置の動向を注視します。

（キ）強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズと支援にあたる事業所の実態を把握したうえで、支援体制の整備に取り組みます。重点取組

（ク）強度行動障がいを有する障がい者に関し、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和４年３月）を参考とし、 地域の関係機関が連携した支援体制を研究のうえ整備を進めます。

※地域生活支援拠点等に求められる５つの機能

①相談
②緊急時の受入れ・対応
③体験の機会・場
④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目＼年度		令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
地域生活支援拠点等の設置	拠点等の設置箇所数（か所/年）	1	1	3
コーディネーターの配置	コーディネーター数（人）	0	0	0
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数（回/年）	1	1	1

（４）福祉施設から一般就労への移行等

ア　各目標の設定と考え方

（ア）福祉施設から一般就労への移行等

目　標

・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数（生活介護等も含む）

104人（令和３年度）　→　134人（令和８年度）

【就労移行支援事業】　82人（令和３年度）　→　108人（令和８年度）

【就労継続支援Ａ型事業】　13人（令和３年度）　→　17人（令和８年度）

【就労継続支援Ｂ型事業】　2人（令和３年度）　→　3人（令和８年度）

・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合

3.8割（令和３年度）　→　６割以上（令和８年度）

目標値設定に当たっての考え方

他市の事業所に通所している吹田市民を含めた形で大阪府が算出した数値を目標とします。

＜参考＞

●国の基本指針

・令和３年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
・就労移行支援事業については1.31倍、就労継続支援Ａ型事業について1.29倍、就労継続支援Ｂ型事業については1.28倍以上を目指す。
・一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和５年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とする。

●大阪府の考え方

・就労移行支援事業等を通じた一般就労へ移行する者の数は、国の基本指針に沿った目標設定とする。
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の６割以上とする。

（イ）就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

目　標

・就労定着支援事業の利用者数　97人（令和３年度）　→　137人（令和８年度）

・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合　25%（令和８年度）

目標値設定に当たっての考え方

大阪府が示す各割合の値に沿って、目標を設定します。

＜参考＞
●国の基本指針
・就労定着支援事業の利用者数については、令和３年度の実績の1.41倍以上とする。
・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とする。
●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とする。

※就労定着率の考え方が、「過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合」から「過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合」に変更されました。

（ウ）　就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額

目　標

15,259円（令和３年度）　→　23,300円（令和８年度）

目標値設定に当たっての考え方

本市総合計画に掲げる施策指標（令和10年度（2028年度）で18,000円）の達成を前提としつつ、目標を設定します。

＜参考＞
●国の基本指針
・就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額について、目標水準を設定することが望ましい。
●大阪府の考え方
・就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額について、目標値を設定する。
・大阪府が提供する市町村単位での令和８年度の就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和３年度の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）障がい者活躍推進計画に沿って、市の障がい者雇用の促進に取り組みます。

（イ）障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。

（ウ）就労移行支援事業所及び障がい者就業・生活支援センターその他関係機関で構成するネットワーク会議の活動により、一般就労を希望する障がい者の特性に応じた支援が

提供できるよう支援力の向上を図ります。

（エ）障がい者の工賃向上のため、授産製品の販売の機会を拡充し、売り上げの向上を図ります。

（オ）市による障がい者優先調達の推進を図り、授産製品や役務について機会の確保に取り組みます。

（５）相談支援体制の充実・強化等

ア　各目標の設定と考え方

（ア）基幹相談支援センター

目　標

・総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う。
・地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

目標設定に当たっての考え方

府の考え方に沿った目標設定とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
・基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とする。

（イ）地域自立支援協議会

目　標

個別事例等の検討を通じた地域サービス基盤の連携強化を図るとともに、地域課題の解決のために必要な協議会の体制を確保する。

目標設定に当たっての考え方

府の考え方に沿った目標設定とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。
●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とする。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）障がい者相談支援センターの市民周知を図り、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。**重点取組**

（イ）セルフプランの実状を把握し、障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。**重点取組**

（ウ）計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターなどに専門性の高い研修を実施し、相談員等のスキルアップに取り組みます。**重点取組**

（エ）基幹相談支援センターや各相談支援機関等に人材養成のキーパーソンとなる主任相談支援専門員を計画的に配置し、相談支援体制の強化に取り組みます。

（オ）地域自立支援協議会の地域会議等における個別事例等の検討を通じ、課題を抽出し、社会資源の現状分析や評価等から改善策を検討します。また、情報共有や相互連携に取り組みます。

（カ）地域自立支援協議会の全体会議において障がい者等への支援体制等に関する課題について協議し、包括的なネットワーク体制の充実を図ります。

（キ）重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題に対応できるよう他機関との連携強化を図ります。**重点取組**

（ク）大阪府発達障がい者支援センターと連携して、発達障がい者に対して、最適なサービスの提供ができるよう、相談支援体制の強化を図ります。

（ケ）障がいのある人が自らの経験等を生かし、同じ障がいのある人の相談相手となり、社会参加や地域での交流等を支援する「ピアサポート」の取組を進めます。

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目 ＼ 年度			令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
セルフプラン		プラン率（%）	35	32	29
相談支援専門員		人数（人）	90	100	110
基幹相談支援センターの設置		設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	実施件数（件/年）	25	25	25
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	実施件数（件/年）	25	25	25
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数（回/年）	25	25	25
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	実施回数（回/年）	6	6	6
	主任相談支援専門員の配置数	配置数（人/年）	0	0	1
協議会における個別事例等の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	地域会議の実施回数	実施回数（回/年）	10	10	10
	上記地域会議における参加事業所・機関数	参加事業者・機関数（社/年）	100	100	100
	協議会の専門部会の設置	設置数	2	2	2
	上記専門部会の実施回数	実施回数（回/年）	3	3	3
ピアサポートの取組	協議会での協議回数	協議回数（回/年）	1	1	1

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア　各目標の設定と考え方

目　標

不正受給の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等を実施する。

目標設定に当たっての考え方

府の考え方に沿った目標設定とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、別表第一の十の各項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、計画的な人材養成の推進、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
●大阪府の考え方
・国の基本指針の趣旨を踏まえ、市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行います。
（イ）不正請求等の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化に取り組みます。
（ウ）福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及びすこやか親子室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組みます。
（エ）大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会をとらえて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。
（オ）基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修の受講などにより、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の受講を促すなど、連携して人材育成に取り組みます。

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目 ＼ 年度			令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	参加人数（人/年）	15	15	15
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		体制の有無	有	有	有
		実施回数（回/年）	1	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有		体制の有無	有	有	有
		実施回数（回/年）	2	2	2

コラム

“障がい者相談支援センター”って？

障がいのある方が地域で生活するために必要なサービスの相談などができる窓口です。

市内に６か所設置しています。



サービスの相談



困りごとの相談



手帳・自立支援医療など
色んな手続き



退院した後の 暮らしの相談



福祉の専門職がサポート



開設時間
午前９時～午後５時３０分

そのほかの手続きできる内容は各センターに連絡してくだ

	住所	電話番号
内本町 障がい者相談支援センター	内本町２－２－１２ （内本町コミュニティセンター	06-6319-9832

	内）	
片山・岸部 障がい者相談支援センター	岸部南１－４－８	06-6310-1672
豊津・江坂・南吹田 障がい者相談支援センター	豊津町２－１ 第２中田ビル１階	06-6386-3700
千里山・佐井寺 障がい者相談支援センター	千里山東２－２０－４	06-6170-1785
亥の子谷 障がい者相談支援センター	山田西１－２６－２０ （亥の子谷コミュニティセンター内）	06-6170-5136
千里ニュータウン 障がい者相談支援センター	津雲台１－２－１ （千里ニュータウンプラザ５階）	06-6873-8850

吹田市 HP
https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/shisetsu/1019113/1020398.html

３　障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

障がい福祉サービス及び相談支援サービスは、障がい者の自立支援のため、身体障がい、知的障がい、高次脳機能障がいを含む精神障がい、発達障がい及び難病のさまざまな障がい特性に対応し提供するサービスです。

【障がい福祉サービス】

	介護給付	訓練等給付
訪問系サービス	○ 居宅介護（ホームヘルプ） ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障がい者等包括支援	
日中活動系サービス	○ 生活介護 ○ 療養介護	○ 自立訓練（機能訓練） ○ 自立訓練（生活訓練） ○ 就労選択支援（令和7年度中施行予定） ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援Ａ型 ○ 就労継続支援Ｂ型 ○ 就労定着支援
短期入所サービス	○ 短期入所（ショートステイ）	
居住系サービス	○ 施設入所支援	○ 共同生活援助（グループホーム） ○ 自立生活援助

【相談支援サービス】

○ 計画相談支援	○ 地域移行支援	○ 地域定着支援

障がい福祉サービス等の利用見込みは、国の基本指針に即し、各サービスの月間の実利用見込者数に１人あたり月平均利用量を乗じた数量を見込量とすることを基本とします。

（見込量）＝（ひと月の実利用見込者数）×（1人あたり月平均利用量［日数・時間］）

（１）障がい福祉サービス及び相談支援サービス

ア　訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が居宅等での生活を維持するために必要なサービスです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	・自宅において、入浴や食事等の身体介護、掃除や洗濯等の家事援助及び通院や官公庁への付き添いを提供するサービス
重度訪問介護	・重度の障がいにより、行動が著しく困難で常時介護を必要とする障がい者が対象 ・自宅での入浴や食事等の介護から外出時の移動介護を総合的に提供するサービス
同行援護	・視覚障がいがあり移動が困難な障がい者が対象 ・外出時に同行し移動に必要な情報などの支援を提供するサービス
行動援護	・知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な障がい者が対象 ・行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動中の介護等を提供するサービス
重度障がい者等包括支援	・介護の必要の程度が著しく高い障がい者が対象 ・居宅介護など障がい福祉サービスを包括的に提供するサービス

（イ）実績と見込量

項目		年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
居宅介護	利用者数（人/月）	身体障がい者	321	322	323	324	325	326
		知的障がい者	303	305	307	309	311	313
		精神障がい者	424	457	490	523	556	589
		障がい児	78	86	94	102	110	118
		合　計	1,126	1,170	1,214	1,258	1,302	1,346
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	9,907	10,441	10,975	11,008	11,042	11,076
		知的障がい者	4,472	4,506	4,540	4,569	4,599	4,628
		精神障がい者	4,403	5,104	5,805	6,195	6,586	6,977
		障がい児	1,235	1,368	1,501	1,637	1,766	1,894
		合　計	20,017	21,419	22,821	23,409	23,993	24,575
重度訪問介護	利用者数（人/月）	身体障がい者	15	17	19	22	25	28
		知的障がい者	2	2	2	2	2	2
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合　計	17	19	21	24	27	30
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	3,269	3,485	3,701	4,928	5,600	6,272
		知的障がい者	181	138	138	181	181	181
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合　計	3,450	3,623	3,839	5,109	5,781	6,453
同行援護	利用者数（人/月）	身体障がい者	97	101	105	109	113	117
		障がい児	1	1	1	1	1	1
		合　計	98	102	106	110	114	118
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	1,874	1,966	2,058	2,121	2,199	2,277
		障がい児	1	1	1	1	1	1
		合　計	1,875	1,967	2,059	2,122	2,200	2,278
行動援護	利用者数（人/月）	知的障がい者	204	231	258	285	312	339
		精神障がい者	3	3	3	3	3	3
		障がい児	15	17	19	21	23	25
		合　計	222	251	280	309	338	367
	量の見込み（時間/月）	知的障がい者	4,554	5,519	6,484	7,162	7,841	8,519
		精神障がい者	38	76	114	114	114	114
		障がい児	393	389	389	550	602	655
		合　計	4,985	5,984	6,987	7,826	8,557	9,288
重度障がい者等包括支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	0	0	1	1	1	1
		知的障がい者	0	0	1	1	1	1
		合　計	0	0	2	2	2	2
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	0	0	240	240	240	240
		知的障がい者	0	0	240	240	240	240
		合　計	0	0	480	480	480	480

項目 ＼ 年度			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
訪問系サービス計	利用者数（人/月）	身体障がい者	433	440	448	456	464	472
		知的障がい者	509	538	568	597	626	655
		精神障がい者	427	460	493	526	559	592
		障がい児	94	104	114	124	134	144
		合　計	1,463	1,542	1,623	1,703	1,783	1,863
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	15,050	15,892	16,974	18,297	19,081	19,865
		知的障がい者	9,207	10,163	11,402	12,152	12,861	13,568
		精神障がい者	4,441	5,180	5,919	6,309	6,700	7,091
		障がい児	1,629	1,758	1,891	2,188	2,369	2,550
		合　計	30,327	32,993	36,186	38,946	41,011	43,074

（ウ）見込量確保のための方策

○重度障がい者に対しては、必要に応じた複数派遣の支給決定など、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。

イ　日中活動系サービス

日中活動系サービスは、社会参加を促進するため、昼間の活動を支援するサービスです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	・障がい支援区分３（施設入所支援を利用する場合は区分４）以上、または年齢が50歳以上の障がい支援区分２（施設入所支援を利用する場合は区分３）以上の障がい者が対象 ・昼間に、事業所において食事や排せつ等の介護等、生産活動や創作活動等の場を提供するサービス
療養介護	・医療を必要とする常時介護を必要とする障がい者が対象 ・病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を提供するサービス
自立訓練 〈機能訓練〉	・一定期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス
自立訓練 〈生活訓練〉	・一定期間、食事や家事等、日常生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス
就労選択支援	・就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行うサービス。 ・令和７年度中の施行に向け、現在も国において内容を検討中。
就労移行支援	・一般就労等を希望する65歳未満の障がい者が対象 ・一定期間、事業所での作業や企業実習、職場探しや就労後の職場定着のための支援等を提供するサービス
就労継続支援 （Ａ型）	・一般就労等が困難な方のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者が対象 ・事業所内で雇用契約に基づいた就労の場が提供され、一般就労に向けて必要な知識や能力を向上させるための訓練を提供するサービス
就労継続支援 （Ｂ型）	・企業等の就労が年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者及び就労移行支援事業を利用し企業等や就労継続支援Ａ型の利用が困難な障がい者が対象 ・雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を提供するサービス
就労定着支援	・一般就労へ移行した障がい者で、就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活における課題解消に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を提供するサービス

（イ）実績と見込量

項目		年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
生活介護	利用者数（人/月）	身体障がい者	261	251	251	251	256	261
		知的障がい者	715	730	745	760	775	790
		精神障がい者	130	135	140	145	150	155
		合　計	1,106	1,116	1,136	1,156	1,181	1,206
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	4,201	4,173	4,173	4,693	4,786	4,880
		知的障がい者	13,509	13,749	13,989	14,359	14,642	14,926
		精神障がい者	1,119	1,342	1,565	1,620	1,676	1,732
		合　計	18,829	19,264	19,727	20,672	21,104	21,538
療養介護	利用者数（人/月）	身体障がい者	28	29	30	31	32	33
		知的障がい者	12	12	12	12	12	12
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合　計	40	41	42	43	44	45
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	身体障がい者	5	4	4	4	4	5
		知的障がい者	1	1	1	1	1	1
		精神障がい者	0	1	2	3	4	5
		合　計	6	6	7	8	9	11
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	47	26	26	72	72	90
		知的障がい者	1	4	7	7	7	7
		精神障がい者	0	8	16	33	44	55
		合　計	48	38	49	112	123	152
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	身体障がい者	2	2	2	2	2	2
		知的障がい者	40	40	40	40	40	40
		精神障がい者	83	100	117	134	151	168
		合　計	125	142	159	176	193	210
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	3	15	27	36	36	36
		知的障がい者	695	632	632	695	695	695
		精神障がい者	883	948	1,013	1,425	1,606	1,787
		合　計	1,581	1,595	1,672	2,156	2,337	2,518
就労選択支援	利用者数（人/年）	支援学校卒業予定者					57	61
就労移行支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	18	25	32	39	46	53
		知的障がい者	71	66	66	61	58	56
		精神障がい者	249	267	285	303	321	339
		合　計	338	358	383	403	425	448
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	194	244	294	709	837	964
		知的障がい者	792	769	769	710	675	652
		精神障がい者	2,196	2,421	2,646	2,852	3,021	3,191
		合　計	3,182	3,434	3,709	4,271	4,533	4,807

項目		年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
就労継続支援（Ａ型）	利用者数（人/月）	身体障がい者	47	57	67	77	87	97
		知的障がい者	58	61	64	67	70	73
		精神障がい者	170	183	196	209	222	235
		合　計	275	301	327	353	379	405
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	767	816	865	1,463	1,653	1,843
		知的障がい者	942	911	911	1,088	1,136	1,185
		精神障がい者	2,298	2,532	2,766	3,036	3,225	3,414
		合　計	4,007	4,259	4,542	5,587	6,014	6,442
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数（人/月）	身体障がい者	75	85	95	105	115	125
		知的障がい者	230	248	266	284	302	320
		精神障がい者	203	220	237	254	271	288
		合　計	508	553	598	643	688	733
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	900	1,009	1,118	1,366	1,496	1,626
		知的障がい者	3,677	3,887	4,097	4,540	4,828	5,115
		精神障がい者	2,226	2,463	2,700	3,006	3,207	3,408
		合　計	6,803	7,359	7,915	8,912	9,531	10,149
就労定着支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	5	4	4	4	4	5
		知的障がい者	29	40	51	62	73	84
		精神障がい者	63	75	87	102	116	131
		合　計	97	119	142	168	193	220

※生活介護については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を111人/月、強度行動障がいを有する方を719人/月含みます。

（ウ）見込量確保のための方策

〇障がい者の社会参加を促進するため、希望するサービスや障がい特性に合った支援体制の確保に取り組みます。

〇医療的ケアや強度行動障がいへの対応が必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に取り組みます。

〇医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。**重点取組**

ウ　短期入所サービス（ショートステイ）

（ア）サービスの内容

介護者が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時などに、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を提供するサービスです。

（イ）実績と見込量

項目			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
短期入所（ショートステイ）	利用者数（人/月）	身体障がい者	63	80	97	102	105	108
		知的障がい者	237	229	229	229	229	229
		精神障がい者	17	16	16	16	16	16
		障がい児	72	87	102	106	107	108
		合　計	389	412	444	453	457	461
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	320	328	336	429	442	455
		知的障がい者	1,173	1,116	1,116	1,121	1,121	1,121
		精神障がい者	153	161	169	158	158	158
		障がい児	247	225	225	290	293	296
		合　計	1,893	1,830	1,846	1,998	2,014	2,030

※短期入所については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を32人/月、強度行動障がいを有する方を181人/月含みます。

（ウ）見込量確保のための方策

○医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、市有地利活用の可能性も含め、サービスの確保に向け取り組みます。**重点取組**

○緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ体制の強化に向けて検討を進めます。

○親元からの自立に向けたステップとして、１人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、体験利用を促進します。

○医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。**重点取組**

エ　居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場の提供及び主に夜間や休日の暮らしを支えるサービスです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助（グループホーム）	・共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	・障がい者支援施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
自立生活援助	・障がい者支援施設やグループホームからの一人暮らしへの移行を希望する者等が対象 ・定期的な巡回訪問等や相談対応により、居宅での自立した日常生活を送る上での状況把握、必要な助言又は関係機関との連絡調整等の支援を提供するサービス

（イ）実績と見込量

項目 ＼ 年度			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人/月）	身体障がい者	51	50	50	53	56	59
		知的障がい者	319	340	361	380	399	418
		精神障がい者	75	80	85	89	93	98
		合　計	445	470	496	522	548	575
施設入所支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	62	54	46	45	44	43
		知的障がい者	114	117	117	117	117	117
		精神障がい者	1	2	2	2	2	2
		合　計	177	173	165	164	163	162
自立生活援助	利用者数（人/月）	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	1	0	1	1	1	1
		合　計	1	0	1	1	1	1

※共同生活援助については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を13人/月、強度行動障がいを有する方を306人/月含みます。

（ウ）見込量確保のための方策

○今後３年間のグループホームの新規利用ニーズを見込み、必要数が整備されるよう促進策に取り組みます。**重点取組**

○民間の活力のみでは充実が見込めない医療的ケアの必要な障がい者等を対象としたグループホームについては、市有地利活用も含めた促進策を検討します。**重点取組**

○医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。**重点取組**

オ　相談支援

相談支援は、障がい福祉サービス等を利用するために必要となるものであり、障がい者がサービスにつながる際に重要な役割を果たすものです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	・障がい福祉サービスを利用しようとする障がい者等が対象 ・サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整等を行うサービス
地域移行支援	・障がい者支援施設等に入所または精神病院に入院している障がい者が対象 ・住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を提供するサービス
地域定着支援	・居宅において単身の障がい者や施設又は病院から退所等したが地域生活が不安定な障がい者が対象 ・安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談やその他必要な支援を提供するサービス

（イ）実績と見込量

項目＼年度			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
計画相談支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	327	328	329	330	331	332
		知的障がい者	722	755	788	821	854	887
		精神障がい者	533	570	607	644	681	718
		障がい児	1	6	11	16	21	26
		合　計	1,583	1,659	1,735	1,811	1,887	1,963
地域移行支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	0	1	2	3	4	5
		知的障がい者	0	0	0	1	2	3
		精神障がい者	2	0	0	1	2	3
		合　計	2	1	2	5	8	11
地域定着支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	1	2	3	4	5
		精神障がい者	0	0	0	1	1	1
		合　計	0	1	2	4	5	6

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、新規に相談支援専門員を配置した事業所に対する補助金支給や事業所連絡会などを通して助言等を実施する等、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。

重点取組

○相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材を育成するため、相談支援員に対して専門性を高める研修等を実施します。

○施設入所や入院中の障がい者について、現在の状況や意向の把握に努めます。

〇地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。

（２）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

【地域生活支援事業】

必須事業	任意事業（本市の場合）
○ 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業 ○ 相談支援事業（障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）） ○ 成年後見制度関連事業（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業） ○ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、入院時コミュニケーション支援事業）、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（手話、要約筆記、盲ろう者向け、失語症向け）、手話奉仕員養成研修事業 ○ 日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）） ○ 移動支援事業 ○ 地域活動支援センター機能強化事業 ○ 障がい児等療育支援事業　障がい児福祉計画で記載 ○ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）	○ 日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援、巡回支援専門員整備） ○ 社会参加支援（レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行、要約筆記・点訳奉仕員養成）

ア　理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を実施することにより、障がい者等の日常生活及び社会生活における社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図る。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者の社会参加を図るため、イベント等の機会を活用し啓発活動を推進します。
○障がい者等が自発的に行う活動を支援することで、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みます。

イ　障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助等、関係機関との連絡調整を行う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図る。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に関する支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
障がい者相談支援事業	実施箇所数（障がい者相談支援センター箇所数）	6	6	6	6	6	6
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無	無	無	有

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者相談支援センターの市民周知を図り、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。重点取組

○居住支援について、吹田市居住支援協議会との連携など既存の取組を充実し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）に関する対応を進めます。

ウ　成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人/年）	36	37	40	43	46	49
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

（ウ）見込量確保のための方策

○後見人等の高齢化も見据え、成年後見制度法人後見支援事業の実施に向け、事業の検討を進めます。

○成年後見制度の周知・啓発と、法人後見支援事業を実施するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と連携して重層的に取り組みます。

エ　意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業、手話奉仕員養成研修事業

（ア）サービスの内容

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、以下の支援を行います。

サービス名	サービス内容
手話通訳者派遣 （遠隔手話通訳を含む）	手話通訳者を派遣する。
要約筆記者派遣	要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置 （障がい福祉室の手話通訳者の数）	手話通訳者を設置する。
入院時コミュニケーション支援	入院時における障がい者と医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣する。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

意思疎通を図ることが困難な障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実施や派遣を行います。（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者）

【手話奉仕員養成研修事業】

障がい者の意思疎通支援を図るため、日常会話に必要な手話表現の技術を習得した者を養成します。

（イ）実績と見込量

【意思疎通支援事業】

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
手話通訳者派遣事業	利用件数（件/年）	567	525	525	525	525	525
	利用時間数（時間/年）	958	778	778	778	778	778
要約筆記者派遣事業	利用件数（件/年）	2	2	2	2	2	2
	利用時間数（時間/年）	7	7	7	7	7	7

項目	年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
手話通訳者設置事業（障がい福祉室の手話通訳者数）	設置者数（人）	2	2	2	2	2	2
入院時コミュニケーション支援	利用人数（人/年）	0	1	1	1	1	1

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業】

項目	年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
手話通訳者養成研修事業（※）	登録試験合格者数（人）	6	1	5	20 (5)	20 (5)	20 (5)
	養成講習修了者数（人）	6	2	5	40 (5)	40 (5)	40 (5)
要約筆記者養成研修事業（※）	登録試験合格者数（人）	0	3	3	10 (3)	10 (3)	10 (3)
	養成講習修了者数（人）	0	3	3	20 (3)	20 (3)	20 (3)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(※)	登録者数（人）	2	11	10	30 (10)	30 (10)	30 (10)
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業(※)	登録者数（人）	0	0	1	5 (1)	5 (1)	5 (1)

注）※の事業の見込値は大阪府全体、（）内は吹田市の値です。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業】

項目	年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
手話通訳者派遣事業	利用件数（件/年）	0	0	10	10	10	10
	利用時間数（時間/年）	0	0	15	15	15	15
要約筆記者派遣事業	利用件数（件/年）	0	0	0	0	0	0
	利用時間数（時間/年）	0	0	0	0	0	0
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(※)	利用件数（件/年）	236	111	111	10,825 (111)	10,825 (111)	10,825 (111)
	利用時間数（時間/年）	732	264	264	43,300 (264)	43,300 (264)	43,300 (264)
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業(※)	利用件数（件/年）	0	0	0	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	利用時間数（時間/年）	0	0	0	6 (0)	6 (0)	6 (0)

注）※の事業の見込値は大阪府全体、（）内は吹田市の値です。

【手話奉仕員養成研修事業】

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
手話奉仕員養成研修事業（手話奉仕員養成講習修了者数）	養成講習修了者数（人）	0	48	60	120	120	120

（ウ）見込量確保のための方策

【意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

○手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の確保にあたっては、講習会での人材の養成を進めるほか、ＩＣＴの活用など幅広い視点から取り組みます。

○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修については、府内の指定都市及び中核市と共同で実施します。

○入院時コミュニケーション支援について、ホームページ等による制度の周知に努めます。

【手話奉仕員養成研修事業】

○手話奉仕員の養成研修等を実施し、意思疎通支援の担い手の育成に取り組みます。

○手話奉仕員養成講座について、希望者が全員受講できるよう講座を充実します。

○手話への理解・関心が深められるよう低年齢層にも働き掛けを行います。

○ＩＣＴを活用した講座や情報提供について研究を進めます。

オ　日常生活用具給付等事業

（ア）サービスの内容

重度障がい者等に日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助つえ、火災警報器、電磁調理器、特殊便器等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、視覚障がい者用体温計（音声式）等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用拡大読書器、点字図書
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
介護・訓練支援用具	利用件数（件/年）	26	37	37	37	37	37
自立生活支援用具	利用件数（件/年）	95	88	88	90	90	90
在宅療養等支援用具	利用件数（件/年）	102	72	72	72	72	72
情報・意思疎通支援用具	利用件数（件/年）	332	288	288	290	290	290
排せつ管理支援用具	利用件数（件/年）	7,917	8,015	8,015	8,020	8,020	8,020
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数（件/年）	5	6	6	6	6	6

（ウ）見込量確保のための方策

○重度障がい者の日常生活の自立や社会参加又は介護者の負担軽減を図るため、必要に応じて対象用具等の拡充を検討します。

カ　移動支援事業

（ア）サービスの内容

障がい者に対し、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

（イ）実績と見込量

項目		年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
第７期計画	利用者数（人/年）	身体障がい者	180	198	176	234	252	270
		知的障がい者	553	564	511	586	597	608
		精神障がい者	143	155	128	179	191	203
		障がい児	45	56	45	78	89	100
		合　計	921	973	860	1,077	1,129	1,181
	量の見込み（時間/年）	身体障がい者	31,843	33,558	33,889	39,659	42,710	45,760
		知的障がい者	89,493	89,241	89,706	92,722	94,462	96,203
		精神障がい者	16,713	16,313	16,760	18,838	20,101	21,364
		障がい児	4,180	4,725	4,654	6,581	7,509	8,437
		合　計	142,229	143,837	145,009	157,800	164,782	171,764

（ウ）見込量確保のための方策

○移動支援事業の充実を図るため、ガイドヘルパーの養成を促進します。

キ　地域活動支援センター機能強化事業

（ア）サービスの内容

障がい者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施した上で、定員規模や活動内容が異なる機能強化事業を行います。

サービス名	サービス内容
基礎的事業	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域に応じた事業を実施します。
機能強化事業	〈Ⅰ型〉 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。 〈Ⅱ型〉 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を実施します。 〈Ⅲ型〉 小人数の作業所で、障がい者に創作的活動や日中活動の場を提供します。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数（か所）	1	1	1	2	2	3
	利用者数（人/年）	4,686	5,320	4,563	6,588	7,222	7,856
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2	2
	利用者数（人/年）	255	384	384	384	384	384
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数（か所）	0	1	2	2	2	3
	利用者数（人/年）	0	341	657	1,023	1,023	1,705

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者の地域生活の充実を図るための居場所として、地域活動支援センターの機能強化に取り組みます。また、不足している地域活動支援センターⅠ型の整備に向けての取組についても継続します。

○利用状況の精査を行い、ニーズが充足されているのか分析を行います。

ク　精神障がい者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）

（ア）サービスの内容

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等に取り組むため、各関係機関が連携できる体制を構築します。

（イ）見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
地域生活支援広域調整会議等事業	協議会の開催回数（回/年）	0	0	0	0	0	1

（ウ）見込量確保のための方策

〇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会を活用し、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援等を行います。

ケ　日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス	・入浴が困難な在宅の身体障がい者が対象 ・居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴介助を提供するサービス
日中一時支援	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
訪問入浴サービス	利用量（人日/年）	941	833	810	859	872	885
日中一時支援	利用量（人日/年）	10,055	8,924	10,766	9,635	9,990	10,346

（ウ）見込量確保のための方策

〇訪問入浴サービス事業については、障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。

○日中活動系サービスの利用後の時間帯の余暇活動について、日中一時支援の充実に取り組みます。

コ　社会参加支援

（ア）サービスの内容

障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進するため、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保に努めます。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
社会参加支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者の文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会を確保します。
○障がい者を対象としたイベント等を開催するとともに、障がい者の参加できるイベントについて広く周知を行います。

コラム

“地域活動支援センター”って？

「地域活動支援センター」とは、障がいがある方に創作活動や生産活動の場を提供したり、社会との交流の機会を提供する場所です。

「毎日通うのは難しいけど、自分のペース過ごせる場所が欲しい」、「日常の困りごとや福祉サービスについて相談したい」、という方が登録して、利用できます。

実費を除いて、利用に料金が発生することはほとんどありません。まずはお気軽にお問い合わせください。

＜Ⅰ型＞

・**地域活動支援センターりあん**　【吹田市内本町1丁目2番17号（06-7182-4050)】

⇒精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉の支援のサポートも行っています。地域住民ボランティアの育成も行っています。

＜Ⅱ型＞

・**地域活動支援センターすももクラブ**

【大阪市淀川区十三東３丁目 11 番 15 号　(06-6305-3969)】

・**地域活動支援センターほほえみ**

【大阪府大阪市中央区玉造２丁目 16 番８号 玉造井上ビル４階(大阪ろうあ会館玉造センター)(06-6796-8306)】

⇒就労が困難な障がいのある方に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等を行っています。

＜Ⅲ型＞

・**地域活動支援センター赤レンガ**　【吹田市千里山月が丘６番８号（06-6319-9894)】

・**地域活動支援センタールビア**　【吹田市岸部北２丁目 30-3　(06-7503-1166)】

⇒小規模な事業所で就労や社会参加に向けて交流の場を提供しています

詳細は吹田市 HP をご覧ください

https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018682/1030195/index.html

さまざまな人と交流した　困りごとを相談したい　生活リズムを安定したい

４　障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

（１）障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

ア　公共施設の新設等にあたっては、バリアフリー吹田市民会議や障がい者からの意見を参考に整備を進めるなど、バリアフリーの実現を図ります。

イ　合理的配慮の提供が市役所全体の取組として推進できるよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議を定期的に開催し、障がいを理由とする差別が行われることがないよう、職員対応要領の周知・徹底を図ります。また、吹田市内の事業所においても、同様に合理的配慮の提供ができるよう啓発に努めます。 **重点取組**

ウ　地域全体での合理的配慮の提供や障がい者差別の解消に向けた啓発や取組を推進するため、基幹相談支援センターで個別の相談に対応するほか、吹田市地域自立支援協議会の専門部会にて好事例などの共有を図ります。

エ　ユニバーサルデザインを浸透させるための施策を検討します。

オ　こころサポーター養成講座を実施して、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識の理解促進を図ります。

（２）障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

ア　障がい者が適切に情報を得ることができるよう、あらゆる情報発信について、分かりやすく、伝わりやすいものとなるよう、取組を進めます。また、障がい特性に応じて選択が可能となるよう、様々な媒体での情報提供を行います。

イ　障がい特性に応じ、言語（手話を含む）その他さまざまなコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。

ウ　遠隔地や緊急時等に対応するため、ＩＣＴ機器等を利活用した意思疎通支援を行います。

エ　サービス利用に際し、障がい特性に応じた方法により必要な情報を提供するなど、障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。

オ　手話の普及や理解促進、また、障がい者の情報取得やコミュニケーション手段の選択利用が容易となるよう、「手話言語条例」の推進方針を策定します。

カ　手話や意思疎通支援に係る施策を推進するため、障がいの当事者参加による会議体を設置します。

（３）障がい者に対する虐待の防止

ア　障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員、サービス管理責任者等の事業所の従業者に対し虐待防止の意識を高める研修を実施します。

イ　障がい福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・雇用の関係者等との虐待防止ネットワークを活用し、虐待の発生要因や取組に係る分析・検証を行うなど、虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組を促進します。

ウ　障がい福祉サービス事業所での虐待防止委員会の設置、従事者への研修の実施、虐待防止の担当者の配置を徹底します。

エ　虐待防止センターにおいて、土日祝日等の閉庁時間を含めて相談や通報に対応します。また、虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取り組みます。

（４）事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実

ア　障がい福祉サービス事業所等において、災害等のリスクを洗い出し、あらかじめ対応策を定めておくなどのリスクマネジメントが行われるよう、集団指導等の機会を捉え、注意喚起を行います。

イ　発災時に備え、事業所に対し、防災イベントの参画や地域との連携に取り組むよう、機会を捉えて周知を行います。また、防犯対策や感染症の対応などにも取り組みます。

ウ　障がい者一人ひとりの障がい特性や同性介護等への配慮に対応できるよう、事業所職員への研修などを実施します。

（５）障がい福祉人材の確保、定着及び養成

ア　福祉サービスに従事する人材の不足が喫緊の課題であることから、事業者の意見を聞きながら採用活動に対する有効な取組を検討します。また、これまで実施してきたハローワークと共催の就職面接会に取り組みます。**重点取組**

イ　障がい福祉分野の魅力発信について、国及び大阪府と連携して取り組みます。また、大学連携の取組を実施し、若者が障がい福祉分野に触れる機会づくりを行います。

ウ　事業所の従業者に対する各種研修の受講支援のため、研修費補助制度の活用を促進します。**重点取組**

エ　障がい福祉サービス事業所の事務負担の軽減や業務の効率化に向け、国と連携しＩＣＴやロボット導入のモデル事業の活用を促進し、人材定着に向けた取組を進めます。**重点取組**

コラム

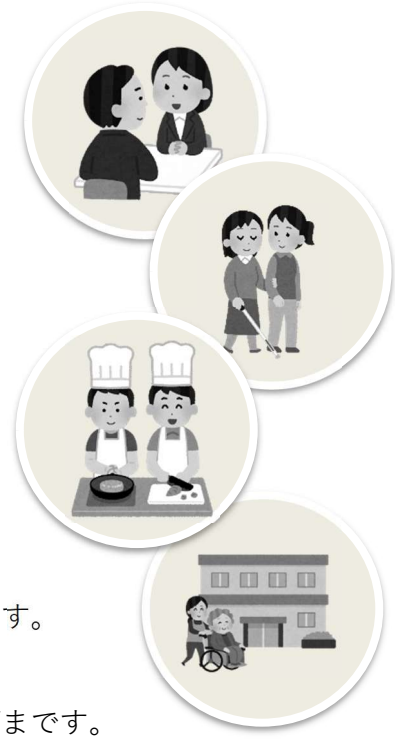
障がい福祉のしごと

障がい福祉・障がい者が自らの望む生活を営むことができるように支援すること

障がいは人それぞれ。支援もさまざま。

例えばこんな支援があります。

＊状態やニーズに適したサービスにつなぐための相談
＊買い物や外出の支援
＊入所施設での介護
＊共同住居での生活支援



障がい福祉の仕事とは、
「さまざまな個性や想いに触れられる魅力ある仕事」です。

働いている人が持っている資格や、必要な研修はさまざまです。
はじめは資格がなくても、働く中で専門性を高めていくこともできます。

障がい福祉分野のしごとはさまざまなひとたちに支えられて成り立っています。

＜障がい福祉の就職ナビ（吹田市HP）＞
障がい福祉の仕事の内容・インターン情報等
https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018560/1018563/index.html

＜障がい福祉分野の人材確保・定着・養成について（吹田市HP）＞
吹田市の実施する事業者向け補助金等
https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018690/1027476/index.html

コラム

合理的配慮って？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、障がいのある方への「合理的配慮」などが求められています。

※令和 6 年 4 月 1 日から法律の改正により、事業者にもの合理的配慮の提供が義務づけられます。

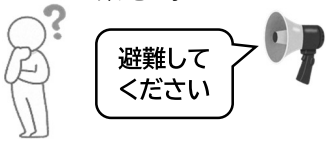
合理的配慮

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

市役所や事業者は、障がいのある人から対応を求められたとき負担が重すぎない範囲でバリアを取り除くための対応をする必要があります。

合理的配慮の提供には、具体的な対応について話し合うことや必要に応じて見直し、改善していくことも大切です。

社会の中にあるバリア

①物理的なバリア	公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア	例）路上に放置された自転車 
②制度的なバリア	社会のルール、制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア	例）補助犬の入店拒否 
③文化・情報面でのバリア	情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリア	例）音声のみの緊急時アナウンス 
④意識的なバリア	周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリア。障がいに対する誤った認識から生まれる。	例）“障がい者は～～だ” “○○である”という決めつけ 